



やちよ 農業委員会だより

第134号

発行人 八千代町農業委員会会長 小竹 節 / 編集 農業委員会だより編集委員会

農業委員活動を考える



農業委員 古橋 定男
担当地区：太田，若

新型コロナの影響により品不足に陥り、日本国内での製造の重要性や、輸入に頼る日本の現状が大きなリスクを伴う事に、将来への不安が大きくなりました。農産物に於いても価格面で輸入に頼っている現状で在るので、自然災害や輸入農産物に負けない規模や技術等を促進し、国産農産物の安心・安全、そして新鮮さや美味しさを強調しながら、農業委員会活動の中で、担い手が夢を持ち育つ環境を整えていく手助けが出来ればと考えています。



農業委員 草間 和男
担当地区：中野，苅橋，東大山

農業委員は、農地を守り経営の安定を目指して、議案審議や耕作放棄地の解消、農地の流動化に努めていますが、活動には多くの課題があり、目標どおりに進まないのが現状です。また、離農が進んでおり、農家実態調査ではヤミ耕作が多く、利用権の設定を大方の農家は望んでいませんでした。このような状況の中、町には目標実現に向けての支援策に期待し、微力ながら課題解決に向けて努力をしてみたいと思います。

人・農地プランの実質化について

「人・農地プラン」とは、地域の農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など「人と農地の問題」が心配される中、地域の話合い等を基に、5年後・10年後の地域の農地利用を担う中心的な農業経営体や将来の農地利用の在り方、地域農業の在り方を取りまとめた計画です。

町では、西豊田・安静・中結城・下結城・川西地区の5地区におけるプランについて、令和4年3月中の実質化に向けて準備を進めています。



農業委員 中山 登
担当地区：仁江戸東・西，
栗野，片角

昨年の9月から農業委員となり活動する中で、毎月申請される案件の確認や審議に苦労しております。また、西豊田地区を初め、八千代町内には耕作放棄地が多いことに戸惑いを感じております。私自身も、野菜や水稻を作っておりますが、今後の農業を考えると、農業者の高齢化や後継者不足といった厳しい状況があります。このような現状を少しでも緩和できるよう努力していきたいと思っております。

一農業者年金でしっかり積み立て 安心して豊かな老後を一



○農業者年金の6つのポイント

- ◆ 農業者なら広く加入できます
国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事している60歳未満の方。
- ◆ 少子高齢化に強い確定拠出型の積立方式年金
自分が納めた保険料とその運用益により年金額が決まる積立式の年金です。
- ◆ 保険料の額は自由に選択できます
保険料は月額2万円から6万7千円の範囲内で、自由に選ぶことができます。
- ◆ 終身年金で、80歳までの保証があります
年金は生涯支給され、もし80歳前に亡くなっても遺族に死亡一時金が支給されます。
- ◆ 税制面の優遇措置があります
保険料全額が所得税・住民税の社会保険料控除の対象となります。
- ◆ 保険料の国庫補助制度があります
一定の要件を満たす農業者には、保険料(月額2万円)の2割、3割、5割の国庫補助があります。

○令和4年からの3つの改正のポイント

- ※平成14年から始まった新たな年金事業のみが対象です。
- ◆ 若い農業者が加入しやすいよう保険料が引き下げられます(令和4年1月1日以降)
35歳未満で一定の要件を満たす農業者は、保険料の納付下限額が1万円に引き下げられます。
- ◆ 農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がります(令和4年4月1日以降)
昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象で、65歳以上75歳未満の間で、受給開始時期を選択できます。
- ◆ 農業者年金の加入可能年齢の上限が引き上げられます(令和4年5月1日以降)
国民年金の任意加入者で、年間60日以上農業に従事している方に限り、上限が65歳未満まで引き上げられます。



「農地を貸してほしい」 という業者等にご注意ください！！

業者等から耕作放棄地等の管理できていない農地を貸してほしいと頼まれ、
了承した後に農地へ大量の土砂や産業廃棄物等を堆積されてしまう事例が発生しています。



行為者はもちろん
農地所有者も
責任が問われます

周辺農地及び
生活環境への
悪影響の恐れ



農地法違反は
罰金が
科せられます

堆積されたら
復元困難



狙われるのはこんな農地です！

- ・草木等が繁茂し、管理がされていない農地
- ・条件が不利で長年耕作されていない農地
- ・不法投棄等で管理がされていない農地

被害にあわないために自衛が重要です！

- ・契約書等に簡単に署名しない。また、曖昧な口約束をせず、はっきり断ることが大切です。
- ・管理ができていない耕作放棄地だから大丈夫、と簡単に貸してしまうと、後々取返しのつかないことになってしまいます。

不審に思った方は、農業委員又は農業委員会事務局(☎49-3948)までご相談ください。